

令和6年7月11日

会員各位

大津町商工会
会長 松永 幸久
(公印省略)

第29回くまもと物産フェア開催に伴う出展募集について

平素より本会活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、毎年恒例の「くまもと物産フェア」について、熊本県のご協力のもと商工団体等と連携し、下記のとおり開催する運びとなりました。また、特別事業として台湾グルメの提供をメインとした「台湾グルメコーナー」も開設いたします。

本年度の催事は「熊本駅前アミュひろば」のみでの開催となります。

参加ご希望の方は、8月1日（木）までに商工会までご連絡ください。

記

【開催日時・場所】

◆リアル催事

(1日目)令和6年10月26日(土) 11:00～18:00

(2日目)令和6年10月27日(日) 10:00～17:00

◆オンライン(新商品紹介コーナー)

令和6年9月末頃開設予定

【企画趣旨】

地域の資源と特色を活かした产品を県内各地から集め、催事を通じて消費者などに対して幅広く紹介しECへつなげ、事業者と消費者との出会いの場を提供することで、地域産業の活性化と熊本県経済の浮揚を目的とする。

また、TSMCの熊本進出により、熊本と台湾の交流促進を図る機会の提供の場として開催する。

【出展事業者数】

2業者を予定 ※応募が多数の場合は抽選とさせていただきます。

【出展料】(リアル催事、オンライン含む)

熊本駅前アミュひろば：10,000円

【出展販売手数料】

売上(税込)の5%をJRくまもとシティに支払うものとする。

【出展基準】

- (1) 県産品（熊本産原材料又は加工等を県内でおこなったもの）であり一次産品を含む。
- (2) 開発されてから5年以内の新商品を1ブース1品以上出展可能な事業者。
(新商品の判断基準:パッケージリニューアルや、フレーバー等の追加を含むことができる)
- (3) 食品衛生法・食品表示法・家庭用品品質表示法・計量法・意匠法等の法規に違反しないもの。
- (4) 特產品の物販・食品販売・飲食実演販売（アルコール含む）の提供が可能であるが、出品対象は【臨時飲食店営業】仮設営業(特殊形態営業)の手引きを参照すること。
- (5) その他実行委員会が適当と認めたもの。
- (6) 県連、または商工会職員による代理販売は不可。事業所自らがブースにて販売・PR等を行うこと。（パンフレットの配布や、ECサイト・SNS等の案内など）
- (7) キャッシュレス対応可能な事業者。

【台湾グルメコーナー出展基準】

- (1) 台湾グルメ（台湾カステラ、豆花（とうふあ）、魯肉飯（るーろーはん）、牛肉麵（にゅうろうみえん）、小籠包、タピオカドリンク、台湾かき氷など）の提供をメインとし、飲食コーナーにて出展すること。同ブース内での特產品の物販・食品販売の提供も可能。
※【臨時飲食店営業】仮設営業(特殊形態営業)の手引きを参照すること。
- (2) 食品衛生法・食品表示法・家庭用品品質表示法・計量法・意匠法等の法規に違反しないもの。
- (3) ア商工会特產品コーナーに参加する商工会の会員で、商工会地域に店舗を有する事業者のみ、出展することができる。
- (4) その他実行委員会が適当と認めたもの。
- (5) 県連、または商工会職員による代理販売は不可。事業所自らがブースにて販売・PR等を行うこと。（パンフレットの配布や、ECサイト・SNS等の案内など）
- (6) キャッシュレス対応可能な事業者。

※出展申込に係る書類等や「臨時営業（特殊携帯営業）の手引き」は、ご連絡いただいた方のみお渡しいたします。

出展を希望される方は8月1日（木）までに商工会にご連絡ください。出展申込書などの必要書類を作成頂く必要がございますので、お早めにご検討・ご連絡お願ひいたします。

大津町商工会
担当：吉村
TEL096-293-3421